

生駒市水道事業管理規程第5号

生駒市水道事業管理者の職務を代理する職員を定める規程を次のように公表する。

平成24年3月30日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業管理者の職務を代理する職員を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第13条第1項の規定に基づき、生駒市水道事業管理者の職務を代理する上席の職員を定めるものとする。

(上席の職員)

第2条 前条に規定する上席の職員の順序は、次のとおりとする。

第1順位 上下水道部長の職にある者

第2順位 上下水道部次長の職にある者

第3順位 上下水道部総務課長の職にある者

第4順位 上下水道部工務課長の職にある者

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。